

平成 23 年度 高知県農林業基本対策審議会

日 時：平成 24 年 2 月 6 日（月）13：30～16：30

場 所：高知会館 3 階「飛鳥」

出席者：

（審議会委員）山崎 實樹助、池地 功、公文 健、野中 文代、山崎 行雄、武市 瑞穂、

福嶋 茂、新木 雅之、川田 勲、三谷 英子、西岡 雅行、西笛 千代子

（県農業振興部） 杉本部長、八百屋副部長、前田副部長、桜谷畜産振興監、笹岡農業政策課長、

山本農地・担い手対策課長、林協同組合指導課長、二宮環境農業推進課長、

西本産地・流通支援課長、石本地域農業推進課長、釣井農業基盤課長

（県林業振興・環境部） 田村部長、大野副部長、杉本副部長、岩村林業環境政策課長、國吉森づ

くり推進課長、高橋林業改革課長、春山木材産業課長、森治山林道課長、内村

環境共生課課長補佐

（産業振興推進部） 井上産地消・外商課長

【 開 会 】

（事務局）

皆様、定刻より若干早ようございますけれども、皆様お揃いのようにございますので、ただ今から平成 23 年度高知県農林業基本対策審議会を開会させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私は、当審議会の事務局であります農業政策課の植田と申します。議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、お手元の方に本日の会議の資料を配らせていただいております。資料ナンバーが 1 から 12 までございますが、資料の方ご確認いただけますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、農業振興部長からご挨拶を申し上げます。

【 農業振興部長挨拶 】

（杉本農業振興部長）

皆さん、こんにちは。農業振興部長の杉本でございます。本日の会は、農業と林業両方にわたりますけれども、代表いたしまして、農業振興部長の杉本がご挨拶を申し上げます。

皆様方、本日の審議会には、大変ご多用の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃から農業・林業もしくは県行政全般にわたりにましてご理解、ご協力いただいておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、この審議会におきまして 19 年度から取り組んでまいりました「こうち農業・農村振興指針」及び、林業の方であります「木の産業づくりと森の再生プラン」につきましては、本年度が最終年度となっておりますのでございます。後ほどご審議をお願いいたしまして、その中では、計画目標達成状況について事務局の方から説明申し上げますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また一方、これと並行して県で取り組んでまいりました「産業振興計画」、これにつきましても、この 23 年度第 1 期目の最終年度となっております。この間、県民の方々多数のご意見をいただきながら、

随時改定を行ってまいりました。そんな中、次のステップであります第2期の産業振興計画、これにつきましては、現在それぞれ各部で取り組んでいよいよ最終段階になっているところでございます。こちらの方につきましても、改めて本日皆様にご報告し、またご意見をいただきたい。このように考えておるところでございます。

このように2つの計画が同時並行をしてまいりましたが、この2つの計画、指針等を1つに一本化したらどうかというふうな意見もございますので、後ほど事務局から説明し、皆様方からのご意見賜りたいと思っております。

本県の農林業につきましては、少子高齢化、過疎化、担い手不足、もう皆様に私から申し上げるまでもなくたくさんの課題がございます。そうした中、現在、TPP、もう皆様ご存じの通りです。農林業もしくは他産業を巻き込んで日本のこれからをどうしていくのか、今大きな議論になっておるところでございますが、農林業につきましては、特に農業におきましては多大な影響があるものと、私たちは懸念しております。

したがって、今後の農林業の振興を図ってまいりますためには、これまで以上に関係者が一丸となって創意・工夫を加えながら、この振興につなげてまいらなくてはならない。このように考えておるところでございます。

本日の審議会でございますけれども、それぞれの立場でご忌憚のない、それぞれのお立場でご意見をいただきまして、この審議会の中身を十分に議論していきたいとこのように思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【 会議成立報告 】

(事務局)

本日は、当審議会委員 16 名の皆様のうち、12 名の委員の皆様のご出席をいただいております。高知県農林業基本対策審議会条例、第7条第2項に定めます会議の成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

【 会議次第説明 】

(事務局)

それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。「平成23年度高知県農林業基本対策審議会」とあります表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧ください。

本日の会議は、ここがございます「審議会次第」に沿いまして進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【 委員紹介 】

(事務局)

議事に入ります前に、本日ご出席いただいております委員の皆様方をご紹介します。また、昨年2月の審議会以降、委員の所属されている組織の役員改選や人事異動に伴いまして新たに5名の方が委員にご就任されておりますので、併せてご紹介をさせていただきます。

同じ資料1の2ページ、次第の次のページでございます、に審議会委員名簿をお示ししておりますの

でご覧いただきたいと思います。

(山崎会長)
(山崎副会長)
(池地委員)
(公文委員)
(野中委員)
(武市委員)
(福巖委員)
(新木委員)
(川田委員)
(三谷委員)
(西岡委員)
(西笛委員)

なお、本日は、大山委員、宮脇委員、吉岡委員、西井委員におかれましては、所用のためご欠席というご報告をいただいておりますのでご了承ください。

以上で、ご出席の委員のご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、県の幹部職員の自己紹介をさせていただきます。

まず、農業振興部からお願いします。

(杉本農業振興部長)
(八百屋農業振興部副部長)
(前田農業振興部副部長)
(笹岡農業政策課長)
(山本農地・担い手対策課長)
(林協同組合指導課長)
(二宮環境農業推進課長)
(西本産地・流通支援課長)
(石本地域農業推進課長)
(釣井農業基盤課長)

(事務局)

続きまして、林業振興・環境部からお願いします。

(田村林業振興・環境部長)
(大野林業振興・環境部副部長)
(杉本林業振興・環境部副部長)

(岩村林業環境政策課長)
(國吉森づくり推進課長)
(高橋林業改革課長)
(春山木材産業課長)
(森治山林道課長)
(内村環境共生課長補佐)

(事務局)

最後に、産業振興推進部から地産地消・外商課長にも来ていただいております。

(井上地産地消・外商課長)

【 会長へ会議の進行依頼 】

(事務局)

それでは、ただ今より会議に入らせていただきます。

審議会条例第7条第3項によりまして、会長が会議の議長となることとされておりますので、ただ今より会議の進行を会長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【 議事録署名委員指名 】

(山崎会長)

改めまして、こんにちは。ただ今申し上げました通り、本日の会議の議長役を務めることとなりました山崎でございます。皆様のご協力を得て会議を進めてまいりたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会次第に沿って進めさせていただきますが、質疑に入ります前に、本日の議事録署名委員のご選任をさせていただきますが、いかがいたしましょう。よろしければ、私の方で指名させていただきますしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(山崎会長)

はい。それでは、本日の議事録の署名委員につきましては、福嶋委員と新木委員にお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思っております。本日の議事概要は、お手元にありますように2つの議案を用意いたしております。農業分野・林業分野についての審議でございますが、まず、最初に「こうち農業・農村振興指針」と「産業振興計画〔農業分野〕」でございますが、これについて事務局の方から、数値目標の進捗状況なり取組内容・成果等についてご説明をいただきたいと思っております。その説明を受けた後、質疑に入らせていただきたいと思っております。

そしたら、事務局よろしくお願いいたします。

【 「こうち農業・農村振興指針」と産業振興計画〔農業分野〕について 】

(笹岡農業政策課長)

では、農業政策課長の笹岡でございます。私の方から、農業分野におけます指針の取組状況などにつきましてご説明をさせていただきます。

資料の2から資料の6までにわたりますので若干長くなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初に指針の関係でございます。資料の2でございます。平成 19 年度に農林業基本対策審議会の答申を受けまして策定いたしました「こうち農業・農村振興指針」でございますが、その取組状況です。

資料の2の1ページの方をお開きください。

この指針につきましては、本年度が取り組み5年目の最終年度となっております。

表の左端に、指針に掲げてました目標の各「項目」を記載しておりまして、1ページの（項目第1番）「園芸品の系統率」から12ページの（項目第32番）「農家民宿等の数」まで、全部で32項目ございます。

その右列に「指針策定時の状況」、その右に「目標」を記載しておりまして、「進捗状況」といたしまして、平成 19 年度から平成 23 年度まで取り組みの期間、各年度ごとの実績数値を記載しております。

その右列の「評価」の欄には、目標に対する実績につきまして「◎、○、△」の3つの評価内容でお示しております。この評価方法につきましては、表の欄外右上にございます通り、実績値を目標値で除したものに100をかけました数値を「達成率」といたしまして、達成率が100%以上の項目は「◎」、80%以上100%未満の項目は「○」、80%を下回っているものは「△」としております。

32の項目のうち、目標を達成できました「◎」の項目が12項目、概ね目標を達成できた「○」の項目が14項目でございます。合わせて26項目となっております。一方、目標を達成できなかった「△」の項目が6項目となっております。

次に、表の右端にございます「取組の総括と今後の対応」について、簡単にご説明いたします。後ほどご説明いたします第1期産業振興計画の取組状況と重複する部分もございますが、主だった項目について説明させていただきます。

まず、（項目番号1番）でございます。「園芸品の系統率」につきましては、平成 21 年度以降1%ずつではございますが上昇しております。これを、産業振興計画にも位置づけております「まとまりのある園芸産地育成事業」におきまして、生産者同士が篤農家の持つ栽培技術を「学び教えあう場」を県内に181カ所設置しまして、高品質・高収量の確保など、産地全体のレベルアップに取り組んできたことなどによるものでございまして、平成 23 園芸年度はミョウガ、ナス、キュウリなどで前年より出荷量が増加した出荷場も出てきております。

また、園芸連と県とで設置いたしました「新需要開拓マーケティング協議会」におきまして、量販店とのパートナーシップの構築や、生産から販売までのプロセスの「見える化」商品の売り込み、ブランドマークを一新するなど、系統共販の強化を図ってきた成果でもあると考えております。

今後も、第2期産業振興計画に「産地のまとまりづくり」や「流通・販売の強化」の取り組みとして位置づけまして、本県園芸品の生産力及び販売力の強化を進めてまいります。

次に、2ページの方をお願いいたします。

(項目番号3番)でございます。「認定農業者数」につきましては、市町村などに対しまして制度や認定農業者向け支援策等の周知の徹底を図りまして、認定農業者の確保を進めてまいりました結果、年々増加傾向で推移してまいりました。

しかしながら、平成22年3月に策定されました「食料・農業・農村基本計画」におきまして、国の施策が、認定農業者への集中から「意欲ある多様な農業者への支援」に転換いたしました。これによりまして、野菜価格安定制度における補てん率の区分の要件から産地における認定農業者の作付面積割合が除外されたことなどによりまして、認定農業者になることへのメリット感が薄くなってきておりまして、認定農業者数の拡大を目指すことが困難になってきております。

認定農業者は、本県農業の中核となる重要な担い手でございます。引き続き認定農業者の確保に取り組んでまいりますが、今後は、企業の経営の実現への支援など、個々の経営体質の強化への支援に重点を移して取り組んでまいります。

次に、(項目番号5番)でございます。「農村女性リーダー数」につきましては、目標の350人には到達できなかったものの、認定者数は着実に増加しておりまして、農村における女性の地域活動や農業経営への参画が進んでまいりました。

今後も、女性農業者の経営参画や農村振興などの方針決定の場への参画を促進いたしますため、女性の経営能力の向上に向けた取り組みや農村女性リーダーの育成に取り組んでまいります。

次に、4ページの方をお願いいたします。

(項目番号10番)でございます。「ナスの新品種『土佐鷹』の栽培面積」についてでございますが、主たるナス産地の安芸地区では、生産者と関係機関が構成いたします「土佐鷹普及推進協議会」を推進母体といたしまして、「土佐鷹」を普及推進してまいりましたが、安芸地区の栽培面積は約29ha、県内では約31haにとどまっております。目標の91haを大きく下回る結果となっております。

この原因といたしましては、燃料用の重油価格が高騰している中、慣行品種と同等の夜温が必要なことや、慣行品種との大幅な単価差がつかなかったこと、栽培技術を変える必要があり、そのことに対する農家の不安があることなどが考えられます。

しかしながら、「土佐鷹」につきましては、品質が良いことから市場の評価も良く、出荷要請もございますことから、今後も引き続き課題解決のための取り組みを継続し、栽培面積の拡大を図ってまいります。

次に、5ページの(項目番号13番)でございます。

「こうち環境・安全・安心点検シート(その1)の実施率」でございます。目標である実施率100%には至ってございませんものの、高知県版GAPに取り組む農家数は年々増加しておりまして、GAPの取り組みが着実に産地や生産者に浸透してきたと感じております。また、指導者育成研修等の受講者も増え、推進体制が整備されてまいりました。

今後も、第2期産業振興計画におきまして、目標を実施率100%に設定し、地域版・品目版点検シートの普及やPDCAサイクルの定着、「こうち農業環境・安全・安心ウォッチャー制度」の活用促進などの取り組みを進めてまいります。

6ページの方をお願いいたします。

(項目番号16番)「天敵導入農家率」につきましては、ナス類、ピーマン・シシトウ類では、土着天敵の利用技術が確立されたことや市販の天敵昆虫の活用により、安定的な防除効果が得られるようにな

り、着実に導入が進んでまいりました。

一方、ミョウガでは、黄色蛍光灯や防虫ネットなどの導入は進んでおりますものの、養液栽培の増加により天敵カブリダニの定着に適さない環境となりましたため、天敵の導入率は目標を大きく下回っております。

本県の特徴であり強みでございます「環境保全型農業」を推進していくためには、天敵の導入をはじめといたします I PM 技術の普及が重要でございますことから、今後も I PM 技術を全品目・全地域に普及させることを目標に、取り組みを進めてまいります。

7 ページの方をお願いいたします。

(項目番号 18 番)でございます。「有機農産物の品目別栽培技術指針」につきましては、高知県の有機栽培の事例をもとに取りまとめておりまして、目標の 25 品目を超える 30 品目の栽培技術指針を作成することができました。

今後も、第 2 期産業振興計画におきまして、有機農産物作付体系実証に取り組み、事例集の内容の充実を図ってまいります。また、あわせて、有機農業就業希望者への就農支援や経営安定への支援、有機農業実践農家間や消費者との交流の場づくりに取り組みまして、本県の有機農業を推進してまいります。

8 ページの方でございます。

(項目番号 22 番)でございます。「野菜の産地としての認知度」につきましては、広く一般消費者への認知を図りますため、テレビを中心にメディアを活用した PR を実施してまいりました。環境保全型農業の取り組みを伝えます番組とのタイアップや量販店での販促活動と連携したイベントの実施などに取り組んでおりますが、競合する産地も多く、競い合っている状況が続いており、目標の達成には至っておりません。

本県の環境保全型の取り組みを消費者に伝え、本県農産物の訴求力を高めてまいりますため、今後も引き続き、高知野菜の特徴を伝える PR 活動や販促活動を行いまして、認知度の向上を図ってまいります。

10 ページの方をお開きください。

10 ページの(項目番号 26 番)「集落協定締結率」でございますが、中山間地域等直接支払制度の第 3 期対策の初年度にあたります平成 22 年度に、集落協定の締結率が低下しております。これは、5 年間の営農継続への不安やまとめ役のリーダーが不在などの理由によりまして、協定の継続を断念する集落が多くあったためでございます。

このため、平成 23 年度は、県と市町村とが連携し、制度の取り組みが可能な集落に働きかけを行ったことによりまして、12 集落協定が増加しております。

この制度は、現在、県も力を注ぎ、取り組みを進めております「集落営農」の取り組みを下支えする制度でもございますため、有効活用できるよう、今後とも地域での説明会などを通じまして制度の周知に努めてまいります。

また、協定の継続を断念した集落に対しましては、集落座談会等の場を活用し課題の整理を行いますとともに、地域の代表者・市町村・JA などの関係機関と対応の検討を行ってまいります。

次に、また 1 ページ飛びまして、12 ページの方をお願いいたします。

(項目番号 31 番)でございます。「給食に対応している生産者組織数」につきましては、平成 19 年度以降、学校給食に対する地産地消等を推進してきました結果、市町村教育委員会や栄養士等と生産者

組織の双方の理解が高まり、目標を上回る取り組みとなっております。

今後も、その前の（項目番号第 30 番）にございます直販所での販売力向上や品質確保、店舗の魅力アップなどの取り組みと併せまして、地産地消の取り組みを推進してまいります。

以上が、「指針」の取り組みの取組状況についての報告でございます。

続きまして、資料の3番になります。産業成長戦略（農業分野）における3年間の取組状況等の報告でございます。

「産業振興計画」につきましては、平成 20 年度に策定されまして、取り組み初年度の平成 21 年度は「本気で実行」、平成 22 年度は「果敢に挑戦」、そして実行3年目となります本年度は「正念場」を合言葉に、官民一体となって本県産業の振興と県勢浮揚に向けて取り組んでまいりました。本年度は、計画の目標最終年度となっております。

農業分野におきましては、次世代へ引き継ぐ魅力ある農業の実現に向けまして、「競合に打ち勝つ高知ブランドを再構築」など2つの戦略の柱と9つの取組方針のもと、生産から流通・販売にいたる取り組みや、集落営農の取り組み、担い手対策などに取り組んでまいりました。

ここでは、これらの3年間の取り組みにより見え始めた成果や今後の課題などにつきまして、ご説明させていただきます。

それでは、1 ページの方からご説明してまいります。

資料の見方についてでございますが、表紙の裏面の一番下にございます通り、左端に取組項目、その右側に具体的な取組内容、その右側に取り組みの結果や成果、右端には取り組みの総括や評価などを記載しております。

まず、1 つ目の「生産から流通・販売までの一元的支援体制の構築」でございます。

消費流通構造の変化に対応いたしまして、消費地に評価される産地となることが重要でございますために、まず販売面におきましては、「量販店などとのパートナーシップの構築」の項目にございます通り、高知の取り組みを理解してもらい、信頼できるパートナー関係を関東 2 社、関西 3 社の量販店と構築いたしました。

このパートナーシップ量販店におきましては、高知フェアの開催や環境保全型農業の取り組みを伝える販売、高知県野菜の常設コーナーの設置などに取り組んでいただいております。この結果、本県園芸品の販売拡大や認知度向上などにつながっております。

また、2 ページの方の上段にございますが、本県の環境保全型農業で生産された農産物の「こだわり」が、消費者に「見える」販売に取り組んでおります。

この取り組みは、土佐市の特別栽培ピーマンをモデル品目といたしまして、平成 22 年 11 月に販売をスタートしたものでございます。本年度はさらに、本県の取り組みや本県農産物の特徴をより多くの消費者の方々に伝え、商品の訴求力を高めるため、新しいブランド「こうちのエコ野菜」といたしまして、平成 23 年 10 月 18 日の園芸販売推進大会において公表いたしまして、本年の1月、先月から新ブランドマークによる販売も開始されております。

3 ページの方をご覧ください。

次に、2 つ目の「まとまりのある園芸産地の再構築」でございます。

高収量・高品質対策を、県内全域に広げてまいりますため、各地域の篤農家の技術を生産者同士が「学び教えあう」取り組みを進めてまいりました。

県内に「学び教えあう場」を181カ所設置し、生産者交流会等の取り組みを進めました結果、生産者同士が技術交流や情報交流をする機会が増えまして、資料の下段の方にあります通り、ミョウガ、ナス、キュウリなどの品目で出荷量の増加につながっておりまして、また系統率の向上や地域のまとまり形成に結び付くといった成果が見られております。

今後も、「学び教えあう」取り組みの内容を一層充実させまして、産地のレベルアップやまとまりの強化につなげたいと考えております。

4ページの方をご覧ください。

次に、3つ目の「環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」でございます。

消費者の安全・安心へのニーズに応えまして、選ばれる産地となるため、IPM技術の普及や有機農業の推進、GAPの推進など環境保全型農業の取り組みを進めてまいりました。

IPM技術の取り組みでは、全品目・県内全域への技術を普及させることを目標に、実証展示ほの設置や技術検討会の実施、マニュアルの作成などを行ってまいりました結果、IPM技術の取り組み品目が拡大しまして、ナス類やピーマン類での天敵普及率の向上にもつながっております。

また、全国的にもまれな技術でございます土着天敵を活用しましたIPM技術の構築や天敵の温存ハウスの取り組み、産地間での天敵のリレー活用など、本県独自の取り組みも始まり定着してまいりました。

また、5ページの下段にございますが、環境保全型農業の世界のトップランナーでございますオランダとの友好園芸農業協定の締結をきっかけに、農業大学校の交流、ビジネスの交流、研究員の留学研修等も実現しました。これらの交流を通じまして、新しい感覚を持った農業人材の育成や、高収量・多品質・高品質を目指す新しい施設園芸システムの構築などを進めまして、他県の追随を許さない環境保全型農業のトップランナーとして、今後も「消費者に選ばれる産地づくり」を進めてまいります。

6ページの方をお願いいたします。

次に、4つ目の「生活できる所得を確保するこうち型集落営農の実現」でございます。

中山間地域におきまして、農業で生活できる所得を確保する「こうち型集落営農」の取り組みでは、平成22年度までに16のモデル集落を設置しまして、園芸品の導入や協業化などを進めてまいりました。

その結果、周辺地域へも「集落営農」の取り組みが認知され、集落営農に取り組む組織の増加につながっております。また、「こうち型集落営農」における農産物販売額の増加や組織のステップアップなどにつながっておりまして、平成22年には、県内初の法人化組織が設立され、現在では、法人化を検討している組織数も増えてきております。

次に、5つ目の「品目別総合戦略の実践」でございます。8ページの方をお開きください。

お米の方をちょっと飛ばしまして、「土佐茶産地の再構築」でございます。消費動向の変化によりましてリーフ茶の消費減少と本県産荒茶価格の低迷への対策といたしまして、土佐茶の販売推進体制を構築し、テレビCMや商談会への参加、荒茶加工施設の改修や仕上げ茶加工施設の高度化など、生産から流通・販売にいたる対策の強化に取り組んでまいりました。

その結果、県内緑茶消費量の県内産シェアや県内での土佐茶の認知度が大幅に向上しましたほか、全農こうちでの土佐茶の販売金額や取引数量の増加といった成果にもつながりました。

また、平成22年12月に、土佐茶のPR拠点として高知市内にオープンいたしました「土佐茶カフェ

エ」では、土佐茶の販売やおいしい淹れ方などの情報発信を行っており、幅広い年齢層のお客様に気軽に土佐茶を楽しんでいただき、美味しさや魅力を知っていただける場となっております。

次に、同じページの下の方でございます「畜産の振興」でございます。

本県は、「土佐あかうし」や「土佐ジロー」「土佐はちぎん地鶏」といった、本県にしかない味と品質を持った個性的な畜産物に恵まれておりますが、全国的な景気の悪化などによりまして、高級畜産物の消費や価格の低迷が続いております。

この対策といたしまして、本県畜産物の認知度向上や販路拡大のため、県内外での販売促進活動やPR活動の積極的な展開、商談会の実施、「こだわり」の量販店や飲食店をターゲットとした商品の売り込みなどに官民協働で取り組んだ結果、新規取扱店舗が開拓され、販売量の増加につながっております。

9ページの方をお願いします。

次に、6つ目の「担い手の育成と生産資源の保全」でございます。

農業者の減少や高齢化が進む中、本県農業を支える担い手の確保は、産地を維持・発展させるための重要な課題となっております。

次世代の農業を担う新たな担い手を確保・育成する取り組みといたしまして、就農希望者に対するPRから研修や就農準備など、段階に応じた支援を各地域で実施してまいりました。

その結果、研修支援事業に取り組む市町村数や研修生は年々増加してまいりまして、平成22年には197名、平成23年には234名と、目標の年間170名を大きく上回る数の新規就農者の確保につながっております。

今後も、新たな担い手の確保・育成を継続することに加えまして、個々の経営体の強化に取り組み、産地全体の生産力の向上につなげていきたいと考えております。

以上が、第1期産業振興計画におけます3年間の取組状況等についてでございます。

次は、資料の4と5が第2期産業振興計画における産業成長戦略の概要と4年後・10年後の姿についてでございますが、資料の4の方に基づきましてご説明させていただきます。

第1期の計画につきましましては、先ほどちょっと申しましたが、「競合に打ち勝つ高知ブランドを再構築」など、2つの戦略の柱と9つの取組方針に従って取り組みを進めてまいりました。これまでの3年間の取り組みを経て見えてきた現状と課題を再整理しまして、第2期の計画では、3つの戦略の柱と7つの取組方針のもとに、農業産出額の増加と農業所得の向上、また農業分野におけます担い手の確保や雇用の創出を目指してまいりたいと考えております。

1ページの方でございます通り、戦略の柱は、ローマ数字で記載しておりますⅠからⅢまでの3つでございます。

1つ目の柱は、「本県農産物の高付加価値化」といたしまして、本県農産物の生産から流通・販売までの取り組みや、本県農業の特徴でございます環境保全型農業の推進など4つの取組方針を掲げております。2つ目の柱といたしまして、「中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化」としまして、中山間地域におけます集落営農の推進と、6次産業化の取り組みによる拠点ビジネスづくりといった2つの取組方針を掲げております。3つ目の柱は、「新たな担い手の確保・育成と経営体の強化」といたしまして、これまでも実施してまいりました新規就農者の確保対策と規模拡大など経営力強化に向けた取り組みを掲げております。

各戦略の柱の具体的な内容についてご説明いたします。次のページの方をお開きください。

「本県農産物の高付加価値化」についてでございます。

本県農産物が、他産地との競合に打ち勝ち、全国で優位に販売されますためには、生産から流通・販売まで一体となった取り組みを強化することによりまして、農産物の付加価値を高め「高知ブランド」を確立することが重要でございます。

産地には、高い品質や安定した供給力、安全・安心、個性が光る商品づくりなど、実需者のニーズを的確に捉え、販売を見据えた生産を行うことが求められております。また、所得向上のためには、品質や収量を高めると同時に生産コストを削減するなど、農業の生産性を高めていくことが大切でございます。

そのために、「まとまりのある園芸産地総合支援」の部分、これ①でございますが、そこでございます通り、これまで「学び教えあう場」で培ってまいりました高い生産技術の普及拡大や、生産コストの低減に取り組みますとともに、レンタルハウス整備や園芸用ハウスの流動化によります生産基盤の強化や、集出荷等施設の再編・集約による効率的な集出荷あるいは加工の体制整備を進めてまいります。

併せまして、②でございますが「環境保全型農業のトップランナーの地位を確立」では、IPM技術の県内全域・全品目への普及や、オランダなどの先進的技術を生かしました新施設園芸システムの構築など、他の追従を許さない環境保全型農業のトップランナーとして産地の競争力の強化を図ります。

また、本県農産物の競争力を高めますためには、農産物の取引先や取引量を増やす販路拡大や「高知県産」の魅力を伝え、商品の訴求力を高めるためのPRや消費拡大に向けた取り組みなど、産地を伝える販売を実践していくことが重要でございます。

そのために、③の「流通・販売の支援強化」にございますように、これまで築き上げてまいりました量販店とのパートナーシップの強化や産地の顔やこだわりが見える販売など「基幹流通の強化」を進めていくことに加えまして、顧客と産地をつなぐ「新たな受発注システム」構築や、多様なニーズに対応したマッチングの取り組みによる「新規開拓」を進めますことで、さらなる販路の拡大に取り組んでまいります。

次のページの方をご覧ください。

「中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化」についてでございます。

本県の中山間地域は、本県農業産出額などの約80%を占めます食料供給の重要な地域でございますとともに、国土や生物多様性の保全、良好な景観の形成において重要な役割を果たすなど、多面的機能も発揮しております。

こうした役割を維持しながら、安心して農業を続けてまいりますためには、所得の確保や雇用の創出に向けた農業・農村を支える仕組みの強化が欠かせません。そのため、国の制度の活用などによりまして、中山間地域を維持していく「守り」の対策に取り組みますとともに、生活できる所得を確保する「攻め」の取り組みを進めてまいります。

この「攻め」の取り組みといたしまして、①の「集落営農の推進」にございます通り、集落営農の取り組みを県内各地域に広げていくとともに、組織のリーダーやコーディネーターの人材を育成することによりまして、足腰の強い組織の育成を進めます。さらに、園芸品目等の導入や周年化によるこうち型集落営農の実現や、法人化による経営の安定化に向けた取り組みを支援いたします。

また、農産物等の加工に取り組む農業者の発掘や人材育成など、加工のすそ野を広げる取り組みを進めますとともに、農産物を活用した商品開発や事業者とのマッチングなどを支援してまいります。

こうした6次産業化の取り組みによる拠点ビジネスづくりを進めることによりまして、農業者の所得向上につながってまいります。

次のページの方をご覧ください。

3番目が、「新たな担い手の確保・育成と経営体の強化」についてでございます。

農業の維持・発展のためには、地域の農業を支える担い手の確保・育成と、個々の経営体の強化を図ることが重要でございます。

これまでの取り組みによりまして、新規就農者の確保は進んでおりますが、一方で、就農時の農地や施設の確保、規模拡大や経営力強化をしようとしたします時に壁となる課題が残されております。

そのため、新たな担い手の確保・育成の取り組みでは、PRや相談、技術を習得するための実践研修など、就農までの支援や、農地・ハウスの確保や、就農サポートハウスでの農業経営の実績づくり、営農技術指導や経営面でのフォローアップなど、就農や経営安定への支援など、営農が軌道に乗り経営が安定するまで段階に応じた支援を行います。

さらに、担い手の経営力強化を目指し、施設等整備への支援や農地の集積など規模拡大に向けた支援や法人化等への支援によりまして、地域農業を支える企業的経営体の育成を進めてまいります。

次に、6ページの方、1ページ飛びまして6ページの方をお願いいたします。

4年後・10年後の姿でございます。

この資料は、高知県産業振興計画の推進によって実現を目指します本県産業の姿のうち、農業分野について整理したものでございます。

中央に農業分野の4年後の目標、右端に10年後の目指す姿を記載しております。そして、それらの目標の実現に向けて行う取り組みや飛躍へのポイントを、左端にございます通り「生産」「加工」「流通・販売」の各段階に分けまして、具体的にどのような取り組みを進めていくか整理しております。

具体的な取り組みにつきましては、先ほど「農業分野の成長戦略の概要」でご説明した内容と重複いたしますので詳細は省略させていただき、主に目標についてご説明させていただきます。

生産段階では、「◆」のマークがついてございます通り、◆本県農産物の品質を高め、生産量を増やす取り組みや、◆担い手の確保と、地域の中核となる農業者等の規模拡大、◆中山間地域の農業を維持・活性化させる取り組みを進めてまいります。

これらの取り組みによりまして、4年後には、「●」の印がついておりますが、●IPM技術がより高度化するとともに、全地域・全品目へ普及させることや、●集落営農数を250組織、●うち、「こうち型集落営農」を現在の2倍にあたる32組織へ拡大すること、●新規就農者数を年間230人確保することを目指してまいります。

加工段階では、「◆」でございますが、◆生産と一体となった加工ができる体制づくりや、◆農業者の収入につながる農産物等の加工を進めてまいります。

これらの取り組みによりまして、4年後は、地域資源を活用した加工の取り組みが県内各地に広がっていくことを目指します。

流通・販売の段階では、「◆」のところにございますが、◆園芸品の基幹流通を強化するとともに、実需者ニーズに対応できる新たな流通・販売体制を構築いたしますとともに、◆特産農産物のPRや販売促進、商談会等による販路拡大に取り組んでまいります。

これらの取り組みによりまして、4年後には、「●」のところにございますが、●本県農産物の販路開拓

を通じ、実需者ニーズに合った柔軟な流通・販売体制ができることや、●実需者の声が産地にフィードバックされ、販売を見据えた生産ができることを目指します。

こういった、生産から流通・販売までの取り組みを確実に進めまして、目標を実現させていくことによりまして、「農業産出額 1,000 億円以上」を達成することを農業分野の4年後の目標として掲げております。

さらに、長期的には、「農業者が地域地域で暮らしながら、所得を稼げる農業」の実現を目指し、さらなる飛躍のために、オランダ並みの生産性の向上を目指す「新施設園芸システム」の普及や、農地の集積、遠距離輸送のハンディを克服する輸送手段の確立などに取り組んでいきたいと考えております。

資料の5の方をちょっとご覧ください。相当厚い資料でございます。

こちらでは、個々の取り組みにつきまして、それぞれ目標値とその達成に向けた取組方針を示しております。時間の都合でちょっと説明は省略させていただきますが、また、ご参考にさせていただければというふうに考えております。

なお、本日説明させていただきました農業分野の目指す姿と戦略の概要（資料の4、資料の5）の線表につきましては、現在1月27日からパブリックコメントを行っておりまして、約1カ月の予定でございます。皆様から頂いたご意見を踏まえまして、計画の最終案を盛り込みまして、3月下旬に計画を策定する予定となっております。

第2期産業振興計画の産業成長戦略の概要の説明は以上でございます。

私の方からの説明は最後になりますが、資料の6の方をちょっとご覧ください。1枚で表裏になっております。

「こうち農業・農村振興指針」の「高知県産業振興計画」への統合についてご説明いたします。

先ほど進捗状況をご報告させていただきました、「こうち農業・農村振興指針」につきましては、本県の農業・農村の振興に向けまして、関係者がその方向性や目標を共有し、一体的に取り組みを進めていくための指針として策定されております。今の指針につきましては、平成19年度にこの審議会の答申を受け策定しておりまして、本年度は5年目の最終年度を迎えております。

一方、「高知県産業振興計画」は本県の経済の活性化に向けたトータルプランといたしまして、農業、林業、水産業、商工業、観光の産業別の成長戦略と地域別のアクションプランで構成されまして、農業分野の産業成長戦略では、取組方針や具体的な施策、短期・中長期の目標値を設定し取り組んでおります。現計画は平成21年3月に策定されまして、こちらについても先ほどの指針と同じく、本年度が1期目の最終年度でございます。現在、第2期計画策定に向けて詰めの作業が進められておるところでございます。

このように、現在は、農業の目指す方向や具体的な施策を整理した計画が並立している状況でございますので、今回の改定の機会に、取組状況の確認・検証作業などの重複や、対外的に説明する時の分かりづらさといった問題を解消いたしますため、高知県農業の基本方針及び基本計画は、「産業振興計画」に一本化したいというふうに考えております。

なお、「指針」で記述されております、農地の多面的機能の維持など中山間地域の農地を保全する観点などからの取組方針につきましては、これまでの産業振興計画には記述がございませんでしたが、第2期産業振興計画の改定の際に記述を入れたいというふうに考えております。

私からの説明は以上となりますが、「こうち農業・農村振興指針」の「高知県産業振興計画」への統合

につきまして、委員の皆様のご了承をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
以上でございます。

(山崎会長)

はい。説明ご苦労でございました。事務局の方から、資料2から資料6まで通して説明いただきましたが、まず、最初の「振興指針」と産振計画の1期目の実績について意見を交換したいと思っております。この部分でのご意見等をまず頂いたうえで、2期目の計画、産振計画の計画と統合についてのご意見をという2つに分けてご意見を聞いていきたいと思っておりますが、まず、振興指針と1期目の産振計画農業部会の取組実績について、ご意見等ございませんでしょうか。どの切り口からでも構いませんが、資料2・資料3でご意見等ございましたら。ご質問等でも結構です。

はい、どうぞ。

(西岡委員)

高知県生協連の西岡です。今日いただきましたので、ピンぼけの質問になったりするかなと思っておりますが、1つお願いがありまして、できたら事前で資料をいただければ、頭の悪い私でも若干は読んでくれるかなと思っておりますのでよろしくお願いしたいなと思っております。

まず、資料2でしたかね、ちょっとどこだったか忘れましたが、環境保全型農業の説明がありまして、私も以前土佐市でピーマンを作っておられる方に何回かお話を聞いて、ああ、素晴らしいことをやっているなと思っておりまして、ただ、その時は出されてるピーマンがそういう高知のエコ農産物というような形で出されてなくて大変残念に思ったんですが、先ほどお聞きしたら、ピーマンを皮切りにですね、高知ブランドのエコ野菜ということで出荷されているということで、改めてそういう「こうちのエコ野菜」を県外に広めていくということでの力を入れていただければというふうに思います。

なぜかという、私、今、結構県外へ出ていってスーパーや生協を回ったりするんですけど、なかなかやっぱり高知の野菜が、どこの野菜もやっぱりすべておいしいと言っているんですけども、そういう扱ひもなかなかされていないと。一般の流通野菜として、園芸野菜としてしか扱われていませんので、ぜひ、環境保全型農業のそういうすぐれた農産品であるということをぜひ強調してやっていただければというふうに思いました。

それから、これ何ページでしたかね、資料2の5ページですが、環境保全型農業推進のところ、ちょっと私も以前聞いてて忘れてることがあるというふうに思うんですが、「こうち環境・安全・安心点検シート」100%を目指すということで69%ということだったんですが、まず、点検シートが農協さんがやられてる分とこの分とでどんな違いがあるのかなというのを、ちょっと以前聞いてたかもしれませんが忘れておりますので、それを教えていただきたいということと、残り30%ぐらいの方がつけてないわけですので、こちら辺を100%を目指すためにどういうふうにするのかなということをちょっと疑問に思いましたので、今後どうしていくんかしらという質問です。

それから、3つ目が、新規農業に参加されることが目標を超えて新規参加されているということですので、その努力はもう努力には大変敬意を表したいというふうに思います。一方で思ったのは、例えば農業を離れる、離農される方が逆にどれぐらいおられるのかなというふうに思いました。プラスマイナスでプラスになっておれば、今後の高知県の農業にも希望がありますし、逆に大きくマイナスになって

いると、別の手を打たんといかんのじゃないかなというふうに思いましたので、新規と同時に離農される方がどれくらいおられるんだろうかというふうに思いましたので、もし資料があれば教えていただければというふうに思います。

以上です。

(山崎会長)

はい。環境保全型農業のPRの問題、点検シート100%の目標、あるいは農業への参加もさることながら離農者の数も、この3点ございましたが。

(西本産地・流通支援課長)

ちょっと構いませんか。

(山崎会長)

はい、どうぞ。

(西本産地・流通支援課長)

産地・流通支援課の西本でございます。環境保全型農産物の販売について西岡委員からお話がありましたので、私の方から、現在の取組状況等についていろいろ説明をしたいというふうに思います。

資料の中で説明しましたように、IPM技術が進んできた、その出口としまして、顔の見える流通販売を強化していこうということで、土佐市のピーマンを先行しまして、新園芸ブランドとしまして東京の2社、それから、関東の3社、パートナーシップというものを結びまして、そこを拠点に消費者の皆さんに、栽培方法あるいは栽培者の思いを伝える、そういった販売を行っているところです。

こういった取り組みにつきましては、ピーマン以外にも新たにラインナップとしましてナス、シントウ、こういったものも新たに加えて、消費地でこういった取り組みについてのPRに努めているというところでございます。

簡単ですが、以上です。

(二宮環境農業推進課長)

続きまして、環境点検シートのご質問に対してお答えします。環境農業推進課でございます。

点検シートの様式につきましては、県内で、現在、県の方で3つ作っております。1つは生産者用のもの、そしてJAの集出荷場用のもの、そして直販所なんかで使うもの、こういう3つのシートを現在モデルといいますか、1つの最初のきっかけになるような形で作らせていただいております。この部分を多くの農協で現在利用していただいているという実態がございます。ただ、この県統一でやっておりますので、各地域地域、あるいは品目品目によって点検する項目等が違ってきているということがございますので、そういう部分を各地域版に変えていく。各地域地域、あるいは各品目ごとに変えていくということで、もっと皆さんが取り組みやすいような形で改善していきまして、100%を目指して各地域でやっていく取り組みを進めていきたいというふうに考えておるところです。

(山崎会長)

離農者の関係はわかりますか。

(山本農地・担い手対策課長)

新規就農者の関係です。農地・担い手対策課です。

新規就農者の離農率といいますか、定着率ですけれども、5年ごと、5年後ですね、新規就農されてから5年目の方々を対象に今調査をしております。ですから、17年度、例えば17年度に就農された方が105名おりました、その方々が5年後で昨年ですけれども、調査の結果から見ると、離農が3.8%ということで、96.2%の方々が5年後も就農されておるという結果になっています。最近、今年調査の結果では、18年度に就農された方の定着率は93.9%ということになっております。

(西岡委員)

全体の数でいくと。

(山本農地・担い手対策課長)

全体は、農業就業人口で拾ってますけれども、これは農業センサスの方で調べてますが、平成17年度に4万134名農業就業人口がおりましたけれども、それが22年度には3万4,128ということになっておりました、約6,000人近くが減少しております。そういった状況になっています。

(山崎会長)

はい。

(西笛委員)

すいません、ちょっと。

(山崎会長)

はい。

(西笛委員)

天敵のことなんですけれども、農村女性リーダーの西笛です。ピーマン、シトウのところの天敵が出てるんですけれども、難防除病害虫にタバココナジラミというのが出てるんですけど、これ、タバココナジラミなんですか、シルバーリーフコナジラミで天敵の方がタバコカスミカメということですよ。

(二宮環境農業推進課長)

環境農業推進課です。害虫は、今お話になったようで、天敵も同じようにタバコカスミカメという、非常にシルバーリーフのタバコの部分、先ほど西笛委員が言った虫については一緒のものでございます。天敵についてもタバコカスミカメ、非常に紛らわしくなっておりますが、間違いではございません。

(西笛委員)

はい、ありがとうございました。

(山崎会長)

そういうことでしたが、一応離農率の問題は就農者の5年後の動向を見ますと6,000人、それからの新規就農者が150人から200人ぐらいおるわけで、差し引きするとやっぱり離農者の方が多いということになってきたようですが、はい、どうぞ。

(杉本農業振興部長)

ちょっと今、離農の話、5年で6,000人ぐらい農業の就業者が減っていると、片や毎年160人から230人、これなんぼ倍しても離農者には勝てません。そうすると、どうなっているか。それで、私はもうそこちょっと数字を、これマクロの数字ですので、非常に大ざっぱな数字なので申し訳ないんですが、意外とその、どう言うたらええですかね、1生産者当たりの面積がちょっと増えてる。

もう1つは、もう少しその耕作放棄地が増えてるのかなと思うても、農地面積は下げ止まっている。それで、もう1つは、例えば販売金額の規模ごとに分けていくと、昔、1,000万円以上の販売戸数はわずか数%やったのですが、今は10%ぐらいまで増えているとか、やはりちょっとそのやめられた方の分、その方の優良農地を吸収しながら規模面積を大きくしながら販売がちょっとずつ増えてきてる。ただ、それが完全に6,000人減ったから、200人でこれ全体をカバーできてるか。ちょっとこの数値は、我々の方としてもなかなかつかみづらい面があって、200で完全にカバーできておると考えてるのかとか、ここが非常に難しいところです。

また、一方、その230人の新規就農者の中を見ていきますと、約半数の方がハウス農業をやっていらっしゃる。半数の方が、田んぼであったり露地野菜であったりします。ただし、ご希望はやはりハウスをやりたい。ということで、そこをよく考えていくと、全員の方になるべく優良なハウスをどうやって手当てしてあげるのか。そういう中で、先ほど担当の課長が説明しましたが、ハウスの流動化であったり、ハウスに就農する方がハウスをなるべく手に入れやすい方法であるとか、今課題になっているものをどうしていくのか。ちょっと説明は先ほど十分時間とれませんでした。そういう課題について今政策というか、やり方をちょっと展開しておるといふうにしているところでございます。

(山崎会長)

はい。他にご質問等ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

(公文委員)

それでは、私、青年農業士のOBの会長をやっております公文と申します。日頃、私、農業大学校の方で大変お世話になっておりまして、一つ農業大学校につきましてお聞きしたいと思っておりますが、やっぱり農業大学校は就農する方が一番基本だと思っております。これにつきまして、今大変入学する方も非農家の方も多く入学しておりまして、また就職活動、また2年間の間にあらゆるカリキュラムというものも教えなくてはいけない。そういうもので、学校の先生方も大変お忙しいと聞いております。

そのことにつきましてですが、今後これからの農業大学校につきましての動き、それから、もう少し

県の方ももっとバックアップがあった方がいいやないかな。私の方は思っております。それにつきまして、どなたかご意見をお願いしたいと思えます。

(二宮環境農業推進課長)

環境農業推進課でございます。農業大学校につきましては、今、公文委員のお話がありましたように、非常に非農家の方も増えてまいっております。そういう中で、もちろん農家出身の方については将来、就農の話もございしますが、非農家の方につきましては、最近、先ほどの就農者の数、カウントの中にも入っておりますが、法人経営をされておられる方々が増えてきております。そういうところに就職就農という形で入っておるとい、ちょっと人数、今すぐ私の方の手元にはございませんが、そういう方が増えてきております。非農家の方につきましては、そうした就職就農を目指した形の進路指導、あるいは、もちろん就職ということもございしますが、関連企業にですね、ということもあります。そういうことを一つ進めていきたいというふうに考えています。

また、農業大学校のバックアップということでございますが、私ども、もちろん先生だけではなくて、部の中におります専門技術員であるとか、場合によっては外部の先生方、高知大学であるとか、そういったところの先生方にもお願いして、授業をやっておるといこともございします。そういった授業面でのバックアップ、あるいは、また、学校の先生のいろんな悩みも多くございしますので、そういった時に私どもも一緒に考えてやっていくと、そういったことで取り組みを進めていきたいというふうには考えておるところです。

(山崎会長)

はい。他に何かご意見等ございませんでしょうか。

それでは、続きまして、農業振興計画の農業部会も2期目を今策定しているようですが、この内容を説明いただきました。併せて、振興指針と振興計画への統合の話もいただきました。その2点についてご質問等頂くことにしたいと思います。1期目の産振計画、その説明の中身についてご意見等頂きたいと思えます。特に、本日の会のメインになるかと思えます、従来この審議会で決定し、一貫して取り組んできておりました「こうち農業・農村振興指針」の産振計画への統合、このことについてご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(西笛委員)

うちはハウスでナスを栽培しておりますので、生産者側から一つご提案したいことがございまして、それはやはり、私は生産者でもありますけれども、消費者でもあるわけです。消費者が一番今何を願っているかと言ったら、安心・安全はもっともなんですけど鮮度なんです。やっぱり新しい製品を求めて産直へ行くと。私たちは農協へ出荷して、農協で流通、輸送できるように箱詰めしていただいて出してもらおうという、やはりその段階でかなりの日にちを食ってしまうので、行ったときに量販店に並んだ場合にどうしても鮮度が、産直で並ぶよりは落ちてしまう。それが一番の問題点かなと思っております。

先日、ちょっといろいろおナスのいろんなページっていうか、友だちが教えてくれて、インターネットで見たところ、しわしわのナスが映ってたんですよ。やっぱり自分たちはあんまり気がついてないん

だけど、結局、向こうの人っていうのはそういうのを食べてるから、友だちのお子さんなんか「ナス嫌い、ぐちゃぐちゃしてるから嫌い」って言うがですよ。先日、私がナスを送ってあげたのをマーボーナスにしたら、「このナスは多分食える」って言うて、ナス嫌いの子が食べたって。やっぱり鮮度っていうような流通の問題を一番自分たちは今から考えていかないのかな。それには、やはり確かに仲買、仲卸業者さんを入れないといけない、高知県ぐらいのこの巨大生産地になると入れなくてはならないのかもしれないけれども、できるだけ直で送れるところをその園芸連、農協、それが開拓していてもらいたいというところを重要課題に入れていただきたいなと思っております。

(山崎会長)

はい。県の方針と流通の、出荷の問題、緊急の大きな課題になっております。はい、どうぞ。

(西本産地・流通支援課長)

産地・流通支援課からお答えをいたします。お手元の資料4ご覧いただきたいと思います。最後のページです。4年後の目標と10年後の目指す姿が書かれてありますが、さらなる飛躍へのポイントとして、一番下に、遠距離輸送のハンディを克服する輸送手段の確立ということを我々も課題として認識をしているところです。お話でありましたように、東京でしたら3日目半から4日目半ぐらいになるわけですので、ここをどうクリアしていくのかということについては、園芸連を中心にまた具体の策、これを県外の事例を見ながら取り組みをしたいというふうに思っております。

それと、こういった市場への基幹流通の部分と併せまして、同じく資料4の2ページをご覧いただきたいというふうに思います。2ページの方の③流通・販売の支援強化ということで、下段に強化についての方向を記してあるわけですが、基幹流通の強化、その横に真ん中、新たなシステムの構築としまして、顧客と産地をつなぐ「新たな受発注システム」の構築ということを検討していく。このことを園芸連と確認をしているところですが、今、西笛委員からお話もありましたように、市場経由の流通以外、新たに消費地から、実需者から、例えば米ナスの2Lが欲しいですよといった場合に市場流通だったら流れませんので、そういった市場流通の通らない等階級のものであるとか、こういったものを新たに園芸連の特産事業部の方でシステムを組んで、産地、農協出荷場にもご協力いただきながら、受発注のシステムを結ぶことで、より鮮度の高いものを実需者に送っていく。そういった方法を検討していくことにしておりますので、また、少し時間はかかると思いますが、取り組みについてのご理解等もまたお願いしたいというふうに思います。以上です。

(山崎会長)

はい。他にお気づきの点等ございませんでしょうか。西岡さんも言われたように、かなりボリュームのある資料の言葉だけ説明されて、質問はと言われてもなかなか大変でしょうが、特にこの2期目の産振計画については、今パブリックコメントにかけられたということで、2月の27日までパブコメの受け付けをすることになっておるように書いてあるので、もし、今日、資料をお持ち帰りでお気づきの点等ございましたら、そのルートを通じて、あるいは事務局を通じて言っていただければ、また、この産振計画のフォローアップ委員会の方でもお話をつないでいきたいとは思っております。

いかがでしょうか。

それでは、今説明いただいた内容を受けて、今後のこの審議会で取り組んできた「こうち農業・農村振興指針」の2期目の産振計画農業分野の一体化について、どうでしょう、格別のご意見もなければ、そういう方向で県も鋭意取り組んでいただくということにしてはと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

(異議なし)

(山崎会長)

なお、林業部会でも同様のご審議いただきますが、農業部門の統合についてはご異議ないということで、当審議会の意見の一致をみたということにさせていただきたいと思います。はい、ありがとうございました。

それでは、1回休憩時間を取りたいと思いますが、たばこ休憩、トイレ休憩を2時55分まで10分程度休憩をとらせていただいて、それから、林業の方のご審議に移らせていただきたいと思います。本日の会議は、遅くても4時半までには終わらせていただければありがたいかなと思っております。

それでは、休憩をとります。

(休憩)

(山崎会長)

それでは、再開をしたいと思います。

審議事項の2番目であります、「木の産業づくりと森の再生プラン」と産業振興計画の林業分野について林業部の方から説明をいただきたいと思います。

【 「木の産業づくりと森の再生プラン」と産業振興計画〔林業分野〕について 】

(岩村林業環境政策課長)

林業振興・環境政策課の岩村でございます。よろしくお願いたします。

それでは、「木の産業づくりと森の再生プラン」から説明させていただきます。

お手元の資料7をお願いいたします。

『木の産業づくりと森の再生プラン』に基づく取組』という表題のあるものでございます。

このプランは平成18年度から23年度までの6年間の計画で、本年度が最終年度となっております。当初は平成22年度までの5年間の計画でしたが、後ほど説明いたします産業振興計画が平成21年度から23年度までの計画として策定され、また、このプランと産業振興計画の内容がかなり重複しておりますことから、21年度に本審議会のご了解をいただき、計画期間を6年間としたものでございます。

プランでは、森づくりと木の産業づくりに関しての、県としての基本的な考え方や取り組みの方向を8つの目標として示しており、それぞれの目標に向けて取り組みを進めてまいりました。

<「木の産業づくりと森の再生プラン」にもとづく平成23年度の取り組み>

まず、資料左の「目標」欄や「取組の方向と指標」の欄には、プランで掲げました「目標実現に向けた戦略と取組」の8つの内容を記載し、右にはその平成23年度の取組状況を記載しております。

主なものについて、説明させていただきます。

まず、目標の①「森林の多面的な機能の発揮」の「●ゾーニングに基づく適切な森林整備の促進」でございます。

「森の工場」の取り組みを通じまして、継続的に活動できる生産基盤を整備する取り組みを進めております。「森の工場」は、表にありますように、本年度に11工場、6,500haを認定の見込みであり、計画期間の目標としております4万3,000haに対して、103工場、4万3,661haに達しており、目標は達成される見込みとなっております。

次に、②「健全な森をつくる」の「●間伐を5年間で7万5,000ha実施」ということでは、間伐施業地の奥地化や、切り捨て間伐から搬出間伐へシフトするなどにより、平成22年度は1万193haにとどまっておりますが、23年度は1万2,000haといくぶん持ち直す見込みとなっております。間伐は、森林の有する公益的機能の発揮のためには重要であることから、森林組合連合会や森林組合などとさらに連携を強化すると共に、造林事業など補助制度を有効に活用しながら、取り組みを進めてまいります。

「●災害を受けた山地などについて概ね5年以内で復旧」ということで、平成23年度は74カ所で行った復旧工事を実施しており、被災山地の早期復旧に努めた結果、各箇所とも概ね5年以内で完了の見込みとなっております。

2ページをお開きください。

③「生産性が高く、若い人が働ける森をつくる」では、まず、「●森の工場を4万3,000haに拡大」することを掲げております。森の工場の拡大とあわせて、効率的な木材生産システムによる低コスト化と木材の安定供給を図るために、作業道の整備や高性能林業機械の導入への支援とともに、OJTによるスキルアップや生産システムの改革に向けた技術指導、施業集約化の先導役となる施業プランナーの育成など、林業事業体の取り組みに対して支援してまいりました。

次に「●民有林の木材生産量50万m³に向け、林業就業者1,560人の確保」でございます。ここでは、路網の整備や基幹林業技術者の育成等を通じた効率的な生産システムの構築に取り組みまして、事業体への重点的な作業システムの普及指導、高性能林業機械の導入・改良への支援や基幹林業技術者の養成を実施し、基幹林業技術者の養成人数は、中程の表にありますように、目標の500人を上回る583人となっております。新規林業就業者の確保では、平成22年度に238名が新規就業しており、平成22年度末時点での合計は、1,645人と目標の1,560人を上回るとともに、平均年齢も若返り傾向となっております。この要因といたしましては、国の緑の雇用の効果が大きいと考えられますが、就業者の育成確保のため、林業体験教室の実施のほか、林業労働力確保支援センターなどでの技術研修の実施、UIJターンなど就業相談などに取り組んでおります。また、建設業者の林業への参入を促進するため、森林整備の制度の説明会や個別指導なども実施し、林業の担い手の拡大に努めております。

それでは、3ページをお願いいたします。

④「時代のニーズに即した製品を供給していく」の「●乾燥材の生産量を6万9,000m³に拡大」ということでは、平成22年の乾燥材出荷量が5万3,000m³余りとなりましたが、さらなる拡大のために、引き続き、含水率など性能を表示した木材の流通への支援に取り組んでまいります。

次の「●構造材に加え、内装用板材やラミナ等、多様なニーズに対応できる企業を育成」ということでは、東京など大消費地での展示会やセミナーの開催とあわせて、県外の工務店や設計士を県内の森林や木材加工施設などへ案内する産地ツアーなどへの支援を行っております。

「●森林認証材による製品の生産量を拡大」では、橿原町や四万十町などで生産される認証木材のPRのため、産地ツアーを実施しております。

次に⑤「木を売っていく仕組みをつくる」の「●低コストの輸配送システムを構築」でございます。流通拠点を関東、東海、関西、九州の大消費地に設けるとともに、協同組合高知木材センターを拠点とした共同輸配送の定期便化への取り組みなど、土佐材の外商対策に取り組んでおります。

「●民間営業力の強化」の取り組みとしては、関係団体を中心に設立した土佐材流通促進協議会と連携し、東京での土佐材展の開催や、大消費地でのセミナーを積極的に展開しております。

次、4ページをお開きください。

⑥「県産の木材を徹底的に利用する」の「●公共工事で年間6,550m³以上の県産木材を利用。県施設は原則木造」でございます。県庁を挙げて取り組み、県の施設では11カ所の木造・木質化を進めました。公共土木工事での木材使用量は、公共工事の全体量自体が落ち込んでおりますので、平成22年度は3,039m³の実績となっております。

次、「●戸建て住宅の木造率を全国平均以上に引き上げ」ということでは、木造住宅建築への支援等も実施し、戸建て住宅の木造率を前年度から2.2ポイント押し上げ86%となり、全国平均との差を詰めております。

「●木質バイオマス利用量を13万2,000トンに拡大」ということでは、木質バイオマスの利用者と供給者において「木質バイオマスエネルギー利用促進協議会」を設置することで、官民一体となった木質バイオマスの利用拡大に取り組みました。また、林地残材の有効利用や、園芸用ボイラーの導入などハード整備への支援などにより、木質バイオマスエネルギーの一層の普及を進めており、平成22年度の利用量は13万3千トンに拡大しました。

5ページをお開きください。

⑦「森を知り木に触れる取り組みを進める」の「●森林保全ボランティアを30団体、1,000人以上に拡大」でございます。森林環境税などを活用しまして、ボランティア団体の設立支援や安全研修の実施、それら団体のネットワーク強化に取り組み、昨年度には登録団体が33団体、1,030人となっております。

次に「●民間企業や地域の力を活かした森林整備を30カ所以上で実現」ということでは、これまでのところ50団体の環境先進企業などとの協定を結ぶとともに、交流活動も積極的に取り組んでおり、23年度は44件の活動を実施するなど、目標を上回る成果となっております。

以下、11月11日のこうち山の日への取り組みや、森や林業を体験する取り組みなどへの支援を行っております。

最後に⑧「暮らしの中で木に触れ、木のものを使っていく」でございます。

教育現場への木製の机やイスなどの導入を支援しまして、未来を担う子ども達の世代に、木の良さを普及していくことで、将来にわたって県産材が利用されるよう取り組みました。また、特用林産につきましても、新規就業者の確保のため、土佐備長炭の生産現場での実践研修の支援や、シイタケのブランド化に向けた取り組みへの支援を実施しております。

以上、平成23年度の主な取組状況につきましてご報告させていただきました。

平成18年度から6年間において、プランに掲げました目標の達成に向けて取り組んでまいりましたが、目標の達成ができたものと、そうでないものがございます。

この結果を踏まえまして、今後は産業振興計画におきまして、PDCAサイクルによりしっかりと検証しながら、森林の整備や林業・木材産業の振興に取り組んでまいりたいと考えております。なお、これまでの取り組みにより見えてきた課題、それを受けての今後の方向性につきましては、このあとの一連の産業振興計画の説明の中で、ご説明いたします。

プランの説明は以上でございます。

続きまして、産業振興計画の林業分野における平成 21 年度から3年間の取り組み状況について説明させていただきます。

先ほどの「木の産業と森の再生プラン」の説明と重複する部分もございますが、ご了承をいただきますようお願いいたします。

それでは、資料の方が資料8になります。

表紙の下半分に、産業成長戦略の林業分野の5つの重点項目を載せておりますが、これらについて順次、説明させていただきます。

まず、表紙を開いていただいて、1ページでございます。

資料の左端に項目名を示してございまして、1つ目の項目としましては、「原木の生産の集約化・効率化」でございます。まず、「〇森の工場の整備推進」についてでございます。上段の中ほどに、森の工場の認定状況の表を記載しております。目標を上回る4万3,661haの認定見込みとなっております。

一方で、課題としましては3点ございます。

1点目が森林法の改正により平成 24 年度から運用が始まる「森林経営計画」への対応、2点目が地形や資源状況に応じた効率的な作業システムの確立が、一部の事業者では十分でない、3点目が生産性の向上に必要な作業道などの基盤整備や林業用機械導入への支援策を検討すること、などがあげられます。

右端の欄には、総括・評価などを記載してございまして、総括、評価として白い丸印で表示をさせていただいております。県内の森林組合や林業事業者、建設業などからの新規参入事業者も「森の工場」の整備に取り組むなど、施業地の集約化の有効性について、一定認識され、「森の工場」の面積と木材生産量も増大いたしました。

今後の方向性につきましては、1点目は「森林経営計画」への対応に向けた「森の工場」整備や財源を含めた支援方針の検討、2点目は生産性が低い事業者への作業システムの改善指導を継続して実施、3点目は生産性向上に必要な基盤整備や高性能林業機械の導入への支援の継続、と考えております。

次に、「森の工場」を整備推進していくうえで、必要な人材の育成として、白の菱形でございますけれども、「◇集約化提案型施業を實踐できる森林施業プランナーの育成」を目指しております。資料中ほどに、この取り組みについて記載をしておりますけれども、平成 21 年、22 年に森林施業プランナー養成研修を受講した、23 森林組合 48 名、2 事業者 2 名、合計 50 名の体制で、森の工場等の集約化の取り組みを始めております。また、23 年度も未受講の 1 森林組合と 6 事業者の計 7 名が新たに、国の基礎研修を受講しております。

課題といたしましては、研修で得た知識を實踐で活かすための体制づくりが必要だと思われまので、研修生同士での作業システム等の勉強会やコスト分析のためのデータ収集などの取り組みや、地域ブロック単位での勉強会の実施などを通じまして、實踐の中で課題解決に向けた取り組みをサポートすることで、プランナーの育成を図ってまいります。

次にその下、「◇林業就業者を確保するための取り組みを推進」についてでございます。

林業就業者を確保するため、林業労働力確保支援センターと連携して、就業相談会や林業体験教室の開催などの取り組みを行っております。林業就業者数につきましては、先ほどのプランの説明と重複しますので、説明を省略し、資料右下、今後の方向性としましては、国の「緑の雇用」研修や県の林業技術者養成研修により、林業技術者を段階的かつ体系的に育成していきたいと考えております。

次に2ページをお開きください。

項目の2「大型製材工場の整備や中小加工事業体の共同化・協業化」でございます。

まず具体的な取り組みの、「○大型製材工場の誘致」は、銘建工業の件でございますが、先月には銘建工業、林業関係団体、大豊町とともに新会社が設立されたところでございます。今後は、平成25年の操業に向けまして、工場建設等の支援や原木増産と安定供給システムの構築が必要となっております。

次に「○県内事業体による大型製材工場起業」でございます。

木材の乾燥や輸配送について、アンケートや個別訪問調査などを行い、事業者の方々の意向の把握と協業に向けての取り組みを進めております。

課題としましては、県内既存事業体の資金力、大型製材工場設置への参加事業体の確保、原木の増産・安定供給体制の確立、などがございまして、大型製材工場の起業化の検討を始める事業者が現れておりますので、大型製材工場のモデルプランを作成して、県内関係者の方々に起業説明会を実施するとともに、起業意欲のある事業者とワークショップなどを通して、大型工場の計画づくりを進めているところでございます。

次に、3ページをお願いします。

項目の3「県産材の需要拡大」でございます。まず、「木材の地産地消の推進」についてでございますが、戸建て住宅の木造率につきましては、平成22年度には、全国平均と、ほぼ同率の86%となっております。県産木造住宅への助成制度も一つの要因ではないかと考えております。平成21年度は314戸、平成22年度は464戸に助成しております。また、23年度からは、これまでの新築に加え、増築、リフォームについても助成対象としております。12月末までに304戸への助成実績となっております。住宅以外については、公共的な施設の玄関やロビーの木質化や保育園、小中学校などへの木製机や椅子の導入、県内観光地での休憩所やバス待合所の設置に支援をしております。年々、要望も増加しており、身近に木に触れることができ、PR効果の高いところへの設置を進めております。また、公共建築物の木造化・木質化は、昨年、「公共建築物の木材利用促進法」が施行されたこともあり、市町村施設などについても、木材の利用拡大に向けて働きかけるなど、更に積極的に取り組んでいくこととしております。

次に4ページをお開きください。

具体的取り組みの「○県産材の地産外商の推進」でございます。

まず、具体的な成果等の欄の一番上、「土佐材流通促進協議会の設立」でございます。昨年、県内の事業者が集まり、外商の推進母体として「土佐材流通促進協議会」が設立され、ここが中心となり、東京や大阪など大都市圏で、工務店やエンドユーザーを対象にしたセミナーの開催や木材業者を対象に関東、高知で土佐材展示会を開催するなど、土佐材のPRや販路拡大の活動を精力的に展開しております。

次に、中段あたりでございますけれども、「◇県外で建てられる土佐材使用住宅等のPR経費支援」についてでございます。以前から県外の工務店等が土佐材を使った家造りに対して支援しておりますが、今年度からは、土佐材を使った家造りに協力していただける県外工務店を、まず、パートナー企業とし

て登録し、実際に建築された住宅の土佐材使用量に応じて助成する方式としました。これにより、消費地工務店とのネットワークづくりを促進しようとするもので、現在 32 社が登録し、81 棟の建築が見込まれています。

その下の、「◇大消費地に流通拠点の設置」でございますが、県産製材品の流通を改善することで、消費者の利便性の向上や距離的ハンディを克服しようとする狙いでございます。例えば、家 1 棟分の資材を大型車で流通拠点まで輸送し、建築現場状況に応じて小配送するといったことなど、建築消費地にストックヤードを設置することにより、確実に、すぐ、手に入るという付加価値をつけて販路を開いていこうということでございます。現在 10 カ所設置しており、ロットでの対応ができる、新たな流通拠点を検討しているところでございます。

一番下の「◇JAS製品等の性能表示木材の流通促進」ですが、これは、オールジャパン規格である JAS、あるいは含水率や強度といった木材の品質や性能をきちんと表記し販売していくことで県産材のひとつの売りにしていこうという取り組みです。平成 21 年度から始め、22 年度は倍増してございます。今年度も引き続き、性能表示木材の出荷助成を実施しており、今年度は、JAS 工場の認定取得にも支援を行っております。

次に 5 ページをお願いします。

項目の 4、新エネルギー利用の推進の木質バイオマスの利用拡大でございます。

木質バイオマスエネルギーの利用促進は、化石燃料の抑制による地球温暖化防止はもちろんですが、未利用資源の有効利用の観点からも積極的に進めているところでございます。平成 21 年度からは、林野庁や環境省の緊急経済対策を活用し、思い切った対策を展開しているところでございます。木質バイオマスボイラーの導入状況について、資料中ほどの表にも記載しておりますが、安芸、高幡地域など施設園芸用を主体に、平成 23 年度までの累計で 139 台、今年度では 21 台の導入を予定しております。また、ペレット製造工場も 2 工場新設され、現在、県下に 6 工場となるなど取り組みが大きく進みました。

今後、木質バイオマスエネルギーの導入を加速化していくためには、バイオマス利用の課題を解決していく必要があり、資料右の今後の方向性にありますように、安定的な原木の収集体制の強化、利用機器の改良やペレット製造コストを引き下げる仕組みづくりなどが必要と考えております。

次に 6 ページをお開きください。

5 つ目の項目「荒廃森林の解消」でございます。

間伐の推進につきましては、年間 1 万 5,000ha の実施を目標として取り組んでいるところでございます。目標にむけて、市町村、森林組合、事業体などへの説明会や意見交換会の開催、市町村の広報誌を通じた森林所有者へ森林整備の PR を行い、間伐の施行地の掘り起こしを進めてきました結果、その成果としまして、表にございますように、この 3 年間で約 3 万 3,000ha の実施見込みとなっております。

一方で課題としましては、国の造林事業が従来の制度とは大きく変わり、「直接支払制度」である森林環境保全直接支援事業となりました。新制度では、施業の集約化に取り組み、まとまった施業を実施する者に対して支援するということが、集約された区域での搬出間伐への補助が主体となっております。今後は、この新たな補助制度を周知していくことが必要であると考えております。

次に 7 ページをお願いします。

「荒廃森林の解消」の次の取り組みの「オフセット・クレジットを活用した森林整備」でございます。

これは、森林整備により、二酸化炭素の排出削減や、間伐により増大した二酸化炭素吸収量を J-VER クレジットとして発行し、環境先進企業などへ販売することにより、新たな資金を得て、さらなる森林整備を進めていこう、というものでございます。まず、具体的な成果等の欄の一番上「◇排出量取引(CO2 排出削減)プロジェクト」につきましては、須崎にあります住友大阪セメント高知工場の、火力発電設備で使用される石炭などの化石燃料を、未利用林地残材に代替することによって二酸化炭素の排出を削減し、J-VERとしてクレジット化しており、平成 21 年度に 1,932 二酸化炭素トン、22 年度に 3,089 二酸化炭素トン、23 年度は 2,534 二酸化炭素トンが発行されております。

次に、資料中ほど、「◇排出量取引(CO2 吸収)プロジェクト」については、県有林の間伐により増大しました森林吸収量を J-VER クレジットとして、平成 22 年度に 285 二酸化炭素トン発行しております。

次に、「◇県オフセットクレジット認証センターの運営」についてでございます。これは、環境省の J-VER 制度と同等の機能、品質を持ち、プロジェクトの申請や登録などの手続きが県内で行える「高知県 J-VER 制度」を平成 22 年から創設し、県オフセットクレジット認証センターの運営を行っているものでございます。

プロジェクトの受理は、平成 22 年度に 6 件、23 年度に 2 件、クレジット認証は、22 年度に 2 件で 1,465 二酸化炭素トン、23 年度に 3 件、1,349 二酸化炭素トンとなっております。これらの J-VER クレジットの販売を促進するため、企業等とのマッチングイベントなどに積極的に参加し、資料下段の表にありますように、平成 21 年度、22 年度ともに 1,700 二酸化炭素トン強を、また、23 年度は 1 月末で 273 二酸化炭素トン販売しており、全国的にもトップクラスの販売状況となっております。

最後に、3年間の取り組みについて、総括的に申し上げます。

林業分野では、木材価格の低迷による採算性の悪化や高齢化などによる担い手不足など、森林・林業を取り巻く課題に対して、県土の8割を超える森林資源を活用して産業の振興を図り、雇用の創出につなげる取り組みを進めてまいりました。

山側では、「森の工場」により森林の集約化、林業機械や作業道などの生産基盤の整備、現場の作業システムの改善指導に取り組んで生産性の向上を図ってございまして、工場内の素材生産量は増加傾向にございまして、また、林業就業者は増加し、平均年齢も若返っております。

すみません、資料の方は今までの総括的にさせていただきます。

荒廃森林を解消するための間伐につきましては、国の補助制度や森林環境税などを活用し、一定の成果が上がりましたが、一方で、間伐を進めるための条件が徐々に厳しくなっており、全体としては、目標を達成することができませんでした。

木材の利用や販売面では、戸建住宅や公共施設において県産材の利用を促進する地産地消の取り組みとあわせて、県外に設置した流通拠点を通じて販売活動を開始するなど、地産外商にも積極的に取り組み、販売実績の増加につながることができました。また、計画期間中に集中的に木質ボイラーの導入を推進し、木質バイオマスのエネルギー利用を進展させることができました。

木材加工の面では、大型製材工場の整備に取り組んできた結果、銘建工業の誘致が決定し、平成 25 年度の操業に向けて準備を進めているところでございます。

今後は、効果を上げた取り組みを継続するとともに、豊富な森林資源を活かしきるための加工体制や原木供給を拡大する取り組みを強化し、林業・木材産業の再生産につなげるため、皆伐、再造林への対応

も行っていく必要があると考えております。

以上が、産業振興計画におけます林業分野の3年間の取り組み状況でございます。

引き続き、産業振興計画の次期計画におきまして、実現を目指す林業分野の将来の姿についてご説明いたします。

お手元の資料9の1ページをお願いします。

平成21年度からの第1期計画では4つの戦略の柱により取り組みを進めてまいりましたが、次期計画におきましては、表にございます1の「原木の生産と拡大」、2の「加工体制の強化」、3の「流通・販売体制の強化」、4の「木質バイオマスの利用拡大」、5の「森のものの活用」、6の「健全な森づくり」として、6つの柱立てにより取り組むこととしており、4年後及び10年後の目指す数値目標などを示しております。

このうち、主な内容につきまして、次のページによりご説明いたします。

2ページでございます。林業分野の第2期計画では、この資料の左側でございますように、主に原木生産、加工体制、流通・販売、木質バイオマスの4項目に対して、さまざまな取り組みを行ってまいります。

中でも「加工体制」の欄にございます「大型製材工場の整備と生産」が次期計画の最も大きな取り組みになりますが、来年度は、県内最大規模の製材工場を整備することとなっております。第2期計画では、これを契機としまして、既存の事業者の取り組みも強化し、豊富な森林資源をダイナミックに活用して、本県の林業、木材産業全体を活性化することとしております。

資料の右側の円柱部分にございますが、10年後には「山で若者が働く、全国トップ3の国産材産地」となることを目指しております。第2期計画の4年間の最大の課題は、来年度整備します大型製材工場をはじめ、既存の加工事業者の方々にも安定的に原木を供給できる体制を確立することにつきると言えます。このため、これらの取り組みが進み、森林資源を活用する姿を最も適切に表す目標としまして、資料中程の「4年後の目標」の下の円柱と右側の「10年後の目指す姿」の円柱にありますように、原木の生産量を設定してございます。現状の原木生産量は、資料左上にあります40万4,000m³ですが、これを4年後には、1.5倍の62万m³、10年後には65万m³とすることを目標としております。山から原木が生産され、建築用材や製紙用チップ、更にはエネルギー利用といった形で、木材を余すことなく活用する中で、「4年後の目標」、「10年後の目指す姿」の四角の囲いの中にありますように、さまざまな目標の達成に繋げていきたいと考えております。

まず、「原木生産」の項目でございますけれども、今後は、県産の原木に対する需要が高まってまいります。山側では生産を効率化するため森林の集約化や作業システムの改善など、生産性を向上させる取り組みを進めますので、森林所有者の直接の所得となります立木の価格の上昇を見込んでおります。また、雇用につきましては、10年後に想定される事業量から1,720人の雇用を見込んでございます。今後、森林の伐採利用が進み、再生林や下刈り、間伐などの保育作業は増加が見込まれますが、一方で木材生産の効率化が進み、生産性が向上しますが、雇用の面ではマイナス側に作用しますので、4年後と10年後の目標値が等しくなっております。

「加工体制」の項目につきましては、来年度整備します大型製材工場に加え、県内事業者の生産量が拡大し、10年後には、製材品の出荷量35万5,000m³、木材の製造品の出荷額200億円を目指してまいります。また、「流通・販売」につきましては、これまでに引き続きまして、木造住宅の建築に対す

る支援や公共施設での木材利用を進めるなど、地産地消に取り組むとともに、産業振興計画の第1期計画で整備しました県外の流通拠点を活用しまして、地産外商を更に進めることとしております。目標としましては、地産地消の取り組みを最もよく表す指標として、戸建て住宅の木造率を上げております。本県の木造率は、全国平均を若干下回っておりますが、4年後には全国平均以上、10年後には四国ナンバー1を目指しております。地産外商につきましては、文字どおり県産材の県外出荷量を掲げており、4年後には、70%増という高い目標を掲げております。

最後に、「木質バイオマス」になりますが、これまで積極的に取り組んでまいりました園芸用などの木質ボイラーの整備に加えまして、今年7月から施行されます再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度などの追い風に乗らしまして、木質バイオマスの発電利用などを見込んでおります。国において、適切な買取価格が定められることが前提にはなりますが、これまで山に切り捨てられていた間伐材の利用にも繋がるものと考えております。

こうした一連の取り組みにより、林業分野では、森林資源を余すことなく使用し、中山間地域の所得の向上と雇用の創出に繋がりたいと考えております。

以上が、次期計画の説明でございます。

次に、「木の産業づくりと森の再生プラン」と「産業振興計画」の統合について説明をさせていただきます。

資料の方は資料11をお願いします。

「木の産業づくりと森の再生プラン」の目的につきましては、高知の森づくりと木の産業づくりに関しての、県としての基本的な考え方や取り組みの方向を明らかにするために策定したもので、計画期間は本年度が最終年度となっております。一方で、産業振興計画につきましては、農業振興部からもご説明しましたように、経済活性化に向けた県のトータルプランでございまして、このなかでは産業成長戦略の林業分野として取り組んでおり、現在は第2期計画の策定作業中でございます。

先ほど、「木の産業づくりと森の再生プラン」と産業振興計画の林業分野の取り組み状況について、それぞれ説明させていただきましたように、森林資源を活用した林業・木材産業の振興や、あるいは森林整備の推進による荒廃森林の解消を目指すなど、同様の計画が並立している状態にございますので、今回の改定にあわせまして、「木の産業づくりと森の再生プラン」を「産業振興計画」に一本化することで、取り組み状況の確認・検証作業の重複をなくすとともに、対外的にも分かりやすいものにしたいと考えております。

この件に関しまして、委員の皆さまのご了承をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

(山崎会長)

審議事項の2番目でございます、木の産業づくりと森の再生プラン、それと産業振興計画の林業分野の1期目の実績について、まずご意見をいただきたいと思っております。ご質問等、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(西笛委員)

生産者ですので、バイオマスのことなんですけれども、1年目、2年目は30ぐらいのバイオマスの

ボイラーを入れた方がいましたけれども、がっかり少なくなっております。県としては、こういったことが原因しているのかちょっとお聞きしたいと思ひまして、どう思っているんでしょう。

(山崎会長)

はい、バイオマスボイラーの導入が少なくなっていることについて。

(春山木材産業課長)

木材産業課でございます。バイオマスボイラーの導入が落ちているというお話でございますが、このバイオマスボイラーにつきましては、国の林野庁の加速化基金とか、それから環境省のグリーンニューディール基金とかいうのを活用しまして、ほとんど生産者の負担がないような形でボイラーを導入しておりました。その結果、この3年間で120台ほど、それまでに入れていたものを合わせると139台ということになってまして、年度年度で見ると初年度が51台、22年が46台、本年が21台ということになってはいますが、トータルで増加をしておいて、今年特に何か原因があって減ったということではなくて、3年間の計画の中で順次導入して行って、最初の端の方が導入が早かった人が多かったことですが、そういった状況だと考えています。

(西笛委員)

ありがとうございます。

それと、バイオマスボイラーを使っている、芸西でも農家さんが結構いると思います。その方から聞きますと、やっぱり灰の処理が結構大変だということで、それを聞いた次の方が導入を控えているというのが1つと、コスト的に今の原油高で非常に重油が上がってるんですけども、それと比べて熱効率からいうと、バイオマスとそれ程差がなくなってきたということを指摘する人もいらっやっていますけれど。今ちょっとヒートポンプですか、その事業があるんでしょうかね、よくヒートポンプの方に走っているというか、重油もたくけれどもヒートポンプで換熱をしていくという人がちょっと増えてまして、今、これで見たらバイオマス発電というお話がちらっと出てきてますけど、個々にバイオマスを使うというよりは、発電という形で持ってくるのが、もっと何か効率的には自分たちも取り組みやすいという、長期のことを考えていくと、こういうふうな方向にもっと持っていった方がいいんじゃないかなと思ひましたけれど。以上です。

(山崎会長)

バイオマスボイラーの熱効率の問題等々、ご意見がございましたが。

(春山木材産業課長)

先ほど、灰の回収についてご指摘がありましたけれども、言われるとおり、生産者にたくさんバイオマスボイラーが入りましたけれども、灰の回収のシステムというのがまだ出来上がってない状態です。個々の生産者の方が個々に灰の処理をするというような実態がありますので、それで今現在も進めていますけれども、24年度からは循環システムというような形で、ペレットの供給をどうやって、それを循環していくのかということ。それから、灰の回収をどうやって回収していくのかというようなことを、

安芸の方を中心にですけれども、まずそこで実証してみようということで取り組んでまして、まとめて回収して、最後は処理をしていくと。再生利用なり灰の処理をしていくというようなことで、今検討を進めていまして、その方針なんかも近々、出していききたいなというふうに考えてます。

それと、電気、バイオ発電の話がございましたけれども、先ほどから話をしていますけれども、木材生産はどんどん増やしていこうという計画にしています。そうすると、木材生産に伴ってバイオマスの量もどんどん増えてくるわけですし、これをそういう熱、電気だけで処理するというのがなかなか厳しい状況もありますし、先ほど言われましたが熱効率の話もありますので、さっきの説明にもありましたけど、買い取り価格、固定価格買い取り制度というのが、この7月から施行されますけども、それもバイオマスの買い取り価格が、電気の買い取り価格が一体どのぐらいになるのかということで状況は変わってきますけども、そういったバイオマス電気についても積極的に考えていこうというふうに考えています。

(二宮環境農業推進課長)

環境農業推進課の方からヒートポンプのお話をさせていただきます。県内でヒートポンプが産地・流通支援課の資料によりますと、353台ということで、木質バイオマスの倍ぐらいにはなってくるかと思うんです。ヒートポンプにつきましては、暖房だけではなくて冷房にも使えるとか、エアコンでございまして、それから湿度も取れるというような多様な利用ができると思います。そういうこともございます。コスト的にはもちろん重油の価格によってペイできたりできなかったり、非常に今の状況が90円近くになってきていますので、これぐらいになりますとさすがに、電気の方でも十分ペイできる形にはなっています。

バイオマスのエネルギー効率としては約半分ぐらいで見えております。つまり、現在90円の重油でしたら、バイオマスは45円ぐらいでイニシャルコスト、設置する費用は若干高いですけど、まだ計算しなくてはいけないところはあるんですけど、こういった木質バイオマス、ヒートポンプ、それから重油、それぞれのいい面、悪い面がございます。県の方としても、ヒートポンプにつきましては、電気の利用面にはなりますが、新しい研究課題で、先ほど言いましたオランダ型の農業、施設運営を進めていく上で、こういったことも研究していくということを考えています。

(山崎会長)

はい、どうぞ。

(川田委員)

ちょっとお尋ねというか、お考えを聞かせていただきたいと思うんですが、今回銘建工業さんが、高知に出てこられるということで、本当に1つ計画を立てる材料として非常に良かったというふうに、私自身思っております。

これは、既に平成18年ごろから話が出ておりましたんですが、リーマンショックということでちょっと景気が低迷したということで、迷走しておりましたけれども、やっと高知に着陸したということで結構なことだと思います。それで、私の方はやはり川下対策、資源が成熟しておる、かなりの資源が成熟してきておるということ。年間成長量200万m³以上あるという意味においては、どうしても資源は

地域経済の活性化のために活用しなければいけないというふうに考えておるわけですが、県の方の計画でこれから10年計画の中で、50%アップというのを計画しているということでもあります。

そうなりますと、50%アップということになりますと、かなりの量が伐採、搬出のための基盤整備なりをしていかなければ、逆に森林の再生産の方も難しいという問題が出てまいりますし、それから、現在、予算の資料の、資料8の2ページを見ていただきたいんですが、ここに製材品生産量の推移というのが載っております。これ平成22年度で12万4,000m³ということですので、これの原木を、歩留まりをどのぐらいで考えるかによりますけれども、仮に60%といたしますと原木の素材生産量、22年度で40万m³の内、歩留まり60%と計算すると、20万7,000ぐらいしか原木は処理しないという計算上なるんです。そうしますと、現在40万の内19万3,000m³が県外に今流出しているということが数字の上で、計算がなっちゃうんですね。ですから、これ自身、今の段階でさえかなりの量が県外に流出しているという実態がございます。そういう中で、加工基盤がますます衰退しているという非常に残念な形態があるんですが、今度の計画では、大型製材工場が来て、10万m³という原木を処理するという前提で、そうすると少なくとも20万m³の生産量を確保しなければ、これに対応できないという計算上できてる。これは銘建さんだけでなく、高知県の生産量を増やしていこうという指針としては、それなりの理解できることでもあります。

やはり、かつて高知県の材が県外へ丸のまま流出するという問題が国産材の市場問題としてあったように、再度、高知県の森林資源の成熟と生産量の拡大という前提の中で、川下対策としての加工基盤の整備が進まなければ、高知県の材が県外に流れてしまうというようなことが危惧されるわけですので、どうしても加工基盤の強化を図っていく取り組みをしなければいけないんじゃないかと。それも一応、計画上入っておりますけれども、なかなか開排率が高いというか、一方で潰れて何とかそれをカバーしなければいけないというか、それでまた政策的にもあるいは業界で対応するというような形で、絶対的に需要量が増えるかというのは非常に疑問があるところでもあります。

その辺ですね、行政の方として何としても高知県にそういう加工のダムをつくっていただきたい。加工のダムというよりもむしろ丸太を流出させないダムをつくる。その中で加工基盤の強化というのが必要じゃないかと思っておりますので、その辺ちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

(田村林業振興・環境部長)

私の方からお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、原木の増産を考えた時に加工体制の整備とか、やはり我々も一番重要なことじゃないかなと思います。と言いますのも、全国的に高知県、今40万m³程度ですけども、ピーク時が100万m³を超えてたという中で、半分以下に原木生産減ってるんですけども、これは高知県だけでなく全国もほとんど同じ様な状況でございます。その中で唯一、ピーク時と余り変わらない生産量を維持しているのは宮崎県でございますけれども、宮崎県の生産を維持している原因と伺いますか、一番大きな要素と伺いますのは、加工、製材工場の強さというふうに考えています。

そういう意味でいうと、今回の銘建工業が進出してきたというのは、大変高知県にとっては大きなことだと思っておりますが、ただ一方で既存の県内の製材工場、言われるように、いろんな最近の材価の低迷の中で非常に厳しい状況におかれてますし、そういう中で製材業者の数も段々減ってきているというような状況がございます。これに対して、方向としては、やはり宮崎と高知県を比べた場合に、製材業者

の規模の違いというのも1つございます。確か、1製材工場当たりの年間生産量というのが、原木消費量は宮崎県は7,000m³を超えてたと思いますけれども、高知県はその約半分程度、平均しますとそういったことだったと思います。製材工場のやはり規模を大きくしていくというのは必要だと思ってまして、従前から協同化と言いますか、というようなことの話はさせていただいておりますけれども、そこがなかなか進まないという状況でございます。

ただ、先ほどもご説明しましたように、中にはこれを大型化していきたいというお考えのある方の製材工場ございますので、そういったところについては、我々としては最大限支援していきたいというふうに思っておりますし、なかなかそういった合併とか協同化とかいうことに踏み切れないというところに対しましても、これは拡大というよりは、いろいろな現状をどうやって維持するかということになってしまうかもしれませんけれども、来年度予算の中で、工場の効率化といいますか、あるいは品質の向上のための機械の導入だとかいうようなことに対して支援をすることで、何とか現状の生産を維持できるようにということを支援していきたいと。当然ながら販売の方も併せて取り組みはしていかないと、ただ生産をとるだけではいけませんので、そういった製材工場への支援と併せて地産地消、あるいは地産外商の取り組みも併せて取り組みを行うことによって、既存県内の製材事業者の少なくとも現状維持プラスできるだけそれに対して増加ということも、それに加えまして、先ほど県外へかなり高知県外へ出ているということの大きな原因の1つが、合板工場等へ低質材が出ているということがございます。これについては、現状そういったことで、高知県内に合板工場と言いますか、単板工場はございませんので出て行かざるを得ないんですけども、できればこれを県内で確保できるような施設を整備をできればということで、それについては、県外企業の誘致とかも含めて取り組んでいきたいという、そういった今申しましたようないろいろ組み合わせた中で何とか加工体制の強化ということを考えていきたいということでございます。

(山崎会長)

はい。

(新木委員)

高知県におかれましては大型製材工場の誘致について、県知事、県職員、地元の方々のご努力なさいまして、25年度から操業開始するという予定でございます。

私ども四国森林管理局も、面積は2割ぐらいのシェアなんですけども、国有林材の安定供給に努めると共に、それから民有林の振興、これは県が取り組んでいらっしゃるんですがございますけれども、私どももお助けと言いますか、ご協力申し上げていきたい。国有林野は65年ぐらい特別会計で運営して参りましたが、実は赤字でございまして、特別会計自体に批判が多いものでございますから、一般会計化という方向で検討しております。これから検討が進むでしょうけど、方向としては国有林の公益的機能の発揮と、それからこれまでは国有林の管理運営を行ってきたわけなんですけど、民有林の振興ということについても、ご協力というか下支えをしてまいりたいという方向でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それで、今この素材生産量の話等ございましたけれど、新聞を見ましたら徳島で東北の復興事業に対して県産材が出ているという話がありまして、高知でどうかなということで気にしています。今後、そ

ういった素材生産量を増やすという中で、復興事業の需要は重要でございまして、情報がありましたらご教示いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(山崎会長)

復興需要について。

(田村林業振興・環境部長)

復興支援に向けての県産材の活用とか、個別にはそういったお話もありますけども、徳島と違うのは残念ながら流通販売力といいますか、どうも徳島県さんはかなりそういった県外、東北地方に対してそういった復興用の木材を販売する販売力というか、そういったものを持っておられる。徳島県だけじゃなくて、関係する県外の企業とも連携しながらそういった販売力をどうも持っておられるように聞いてます。そういったところが高知県がやや弱くて、実は徳島県さんが販売する中に高知県産材も入っていったりというような、どうも残念な状況にあるということのようでございまして、ここは一朝一夕にはなかなかまいりませんけれども、高知県としてはそういった県外に対する販売力強化みたいなことの中で、東北地方、復興事業への対応というようなことにこれから取り組んでいかなければならないなというふうに考えております。

(山崎会長)

2期産振計画のあり方と、今言いました2期、あるいは今後のことも含めて、全体の森林関係のことについて、ご意見等いただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

(西岡委員)

何がということはないんです。聞いておって、早ければ10年後、生産が倍増されるということで、林業に対しては来年度ということですが、逆な言い方をするとそれだけは山ができるということですね、伐採されますから。その後の手入れというんでしょうか、造林というんでしょうか。例えば民間の方であれば、40年後、50年後のことを考えたら、いやもうようやらんよという方もおられるでしょうし、後継者のおられる方は造林をして再生産ということもあるわけですけども、それ以降の再造林みたいなものは、あるいは逆に山が放置されるなどの、そのことへの対策というのはどうなっているんでしょうかというのは1つ思いました。

それから、先ほど災害の事が出ましたけど、多分検討されていると思うんですが、高知県も南海大地震は避けられないということですので、そういうふうに見れば、どこかの県がやっていたように、木材のやっぱり仮設住宅を準備をしておくというようなことを県の取り組みでやっていけば、将来的にもそういう時に役立つかなというふうに、ふと今、いろいろ聞いておりました感じました。以上です。

(山崎会長)

はい、どうぞ。関連する質問。

(野中委員)

私は植林というか、山のことが好きで、山の手入れをしている方の立場から言わせてもらいますと、今、木材が安いということで放置林がすごく多くなっています。この放置林をどうにかして、ほかの人の関係がありますので、下に雑木が生えるような山にしていったら一番いいと思いますけど。自分の山はほとんどきれいに手入れして、5年か10年に1回は間伐もし、作業道も入れ、よく整備しています。今、ちょっと離れた所の山へ見に行きまして、そこへ道をつけるということです。山を管理していくというのは間伐をして、手入れをしていくというのが一番の、プロジェクトやなんや言うよりは、そっちの方が私は大事にやっているもので、周囲の人の山は荒れ放題にほとんどの山がなっています。一番は補助の対象にして、そこら辺を団地化して、みんなで一緒に作業道を入れして、西岡さんが言われたように、山を裸にするというのは全然私はしてないし、5年、10年、20年、30年という山はそれなりに大きくしていかなんといかながです。50年経っても本当に鉛筆のような、そういう木がいっぱいあるがです。中で、ヒノキは枯れていきますけど、スギは、枯れないで、本当にピロピロっとしたようなものがほとんどなんです。それを解消していくのが一番、これから先、10年100年先に対しては一番いいことやないかと思えます。いらん木をさっさと切って除けて森林間伐の方へもっていくには、作業道をつけて、補助の対象にして、山を再生して柱になる木、家を建てる木にしていくのが本当の山の手入れだと思えますので、そちらの方にも県の補助を対象にしたり、人が、私は日高村でやっているがですけど、日高村の環境課の役場の方が言うてくださいますので、用地を相談して通るのが一番の課題ですので、そんなことなんか、力を入れてやってくださったらいいなと思えます。

(山崎会長)

はい、野中さんと西岡さんの、特に山づくりについて。関連も。

(田村林業振興・環境部長)

そしたらですね、まず原木の増産に伴ってはげ山が増えるんじゃないか、そのことへのご提言ですけれども、まず数字のことだけで申し上げますと、今現在でも実は増産について、一定の皆伐ということも必要になってくるとは思うんですけども、今現在での皆伐の面積というのも実は360ha、400ha足らずは、これだけ生産量が落ちましても皆伐が行われております。というのは、我々の試算として、例えば62万m³、1.5倍の増産ということを考えました時に、じゃあどれくらい皆伐が必要になってくるかということ試算をしますと、約550haということになりますので、面積でいうと県内の人工林面積約30万haでございます。ということ考えますと、面積的にいうと、余り大した面積ではないということは、まず言えると思えます。

ただ、とは言いながら、あとをきちんと山にしていくということは必要ですけれども、そういうことが1つあるということと、それから今の高知県のスギ、ヒノキですけれども、戦後に植林をした木が大体50年なり60年、迎えておりまして、いわゆる伐期を迎えている。そこが非常に極端に、その林齢の木が大きくなっています。ここは、一定、少なくとも経済活動ということを考えていきますと、ここはできるだけ切って、資源を活用していくという視点が必要でございまして、そのまま放置をすれば、逆にそれがどんどん、どういいますか、そういったものがそのまま大きくなって行って、なかなか生産に適さないような木が増えていってしまうというようなことがございますので、そこは適切に活用して

いくという視点は必要じゃないかなというふうに思っております。

あと、それについては再造林をどうやっていくとか、あるいはお話がありました間伐なり、その時の作業道についてはちょっと担当課長の方から説明をさせていただきたいと思います。

それから、仮設住宅の件につきましては、県内でもそういった仮設住宅モデル的なものを検討されている、あるいは新聞でも東北の方にそういったものを寄附をしたとかいうようなこともございます。そういうことがございますので、そういった仮設住宅の取り組みというのを考えていかないといけないと思いますけれども、ここはそういった仮設住宅について、あらかじめ用意しておくことはなかなか難しい面もございますので、じゃあ、どういう形でそこを、いざという時の仮設住宅を構えていくかというのは、少し県だけじゃなくて、民間も含めて一緒になって考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

(高橋林業改革課長)

林業改革課でございます。再造林対策をということでございますが、先ほど部長の話にありましたように、今後皆伐が当然、多くなってくると思いますが、その対策としまして、そのまま放置するわけにはいきません。持続的な林業経営からも、保育的な森林整備を考えても、当然再造林は必要なものでございますので、現在、来年度の予算で造林補助事業等への嵩上げ等を現在検討している段階でございます。再造林対策につきましては、それと併せて、鹿被害対策として併せて鹿の部分についても併せて検討してございます。

それともう1点、間伐等の作業道を周りの人と一緒に手入れしていくことが大事じゃないかというお話がありましたが、現在、今年、造林事業制度改正になりまして、個々の所有者等を集めて、集約化した人に対して補助金が出るような形に変わっておりますので、今後、こういう事業も含めまして、周囲と一体となって間伐とか作業道を入れるような施策を進めてまいりたいと考えております。

(山崎会長)

大分、時間も迫ってきましたが、審議事項2の事について、ご意見がなければ次へ進めさせていただきたいと。

はい、どうぞ。

(山崎委員)

森林組合連合会の山崎です。ちょっと資料9の1ページのことでお教えいただきたいんですけども、うちの方は先ほどからおっしゃっているように、原木の安定供給が一番の仕事だと思ってまして、4年後、10年後である程度、目標数値を設定していただいて、これに何とか達成するように組合とか素生協(素材生産業協同組合連合会)と力を合わせてやっていきたいと思っております。その中で、林業労働者の年収というところは400万円というところがあるんですけども、ここですが、もしお分かりになれば、今の現状とそれで400万円がどのようにして算出されたというか、根拠的なものがあればお教え願いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

(山崎会長)

はい、どうぞ。

（國吉森づくり推進課長）

森づくり推進課でございます。400万円の年収のお話でございます。この産業成長戦略1期の段階で、県内の一定率以上の企業の平均年収を調査いたしました。その際に400万という数字が出ております。それを、今現在、若干下がりました、360ぐらいになっております。これは下げるわけにはいきませんので、一応当初の400万を継続させていただいて、可能な限りこれ以上の年収に近づきたいというのが目標となっております。以上でございます。

（山崎会長）

他に、特にあれば、はい。

（武市委員）

せっかく来たので一言言うて帰ろうと思うて、先に言われたことのちょっと関連したことになります。例えばですね、銘建工業が来たということは皆さんよくご存じのとおりですね。何をされるかと思えば、間柱を切ったり、角材を加工するというふうに新聞でも言われておりますが、非常にそれだと競合する高知県にたくさんある中小企業の方々は、本当今、何と言いますか需要が減少して不況の極みにあるというような状況ですけれど、僕なんか一生懸命いろんな話をそういう方々から聞くんですけど、なかなかもう後継者がおらんだとか、諦めのムードが漂っているようなところもあるし、なかなか活気が出んのですけれど、こういうふうな振興ですね。そういうことをして影響を受ける、原木加工の面で影響を受けると思うんですが、そういうふうな中小企業の対策に対して、どのようにお考えを持っておられるかというのが1点と、もう1点は、先ほどお話がありました、原木をどんどん切ると当然、皆伐も進めてくると。皆伐をしなければ原木は確保できない、いうふうに思うわけですが、造林をする時に、もっと省力化の造林を提案して、提唱しておきたいと思いますが、造林のやり方を従来どおり何本植えるとかいうことではなくて、何本以上植えないと補助金を出さんとかいうようなことじゃなくて、造林をしたらそれだけで、ある一定のものをして、山をすれば補助金は出すとかいうような格好に何かできかなというふうに思うんですが、省力化の考えがあるかどうかということをお聞きしたいと思えます。以上です。

（山崎会長）

はい。銘建工業進出にかかる地元企業への影響、省力化の問題と2点。

（春山木材産業課長）

最初に木材産業課ですけど、既存の企業さん達にいろいろ影響があるのではないかというようなお話でございましたが、県の方も今、40万m³木材の生産をしておるんですけども、その中で例えば大型製材工場ができた時の原木の取り合いということになると、すごく大きな影響があるだろうということで、銘建工業さんというか大型製材工場が来る分については、増産で対応していくというようなことで、今までの40万m³を60万m³に増やしていくというようなことに考えています。その40万を60万

というのは、20万m³の増産をしていこうということでございますけども、今度の大型製材工場というのは、主にスギが主体になっています。スギの原木を集成材という、ご存じかどうかわかりませんが、板を張り合わせて1つの柱にするみたいな。それぞれの板の状態をラミナというんですけど、そのラミナを生産するというのが1つです。それと間柱と言って、柱と柱の間の補強材、補強の柱を間柱というんですけども、これを生産するというので、ラミナにつきましては、高知で生産をして岡山県で張り合わせて製品化をして大手の建設業ビルダーさんを通じて販売をしていくと。間柱もそうです。

そういった製品が県内の木材、製材業者さんの需要というか、それを圧迫すること、最終的にはユーザーの形でいくわけですけど、一応は圧迫をするということじゃなくて、その今の銘建工業さんの販売力をもって、全国に売っていただくというような想定にしております、県内の事業者さん達に原木についても、需要先についても影響は少ない形の計画を考えています。

(山崎会長)

造林の省力化のことについて。

(高橋林業改革課長)

林業改革課です。省力化の話でございますが、現在、植栽本数につきましては、地域森林計画等で伐採跡地の方針等で立木度とかいうのがありまして、それを目安に本数等は今後検討していく必要もあろうかと思えます。それと併せまして、ポット苗とかコンテナ苗等の検討も含めて造林の省力化、それから育林の省力化等を検討しているところでございます。

(山崎会長)

次期計画の実現の段階でぜひ、今のよう取り組みをお願いしたいと思います。

大分、時間も大分きましたが、特になければ次の議題に移らせていただきたいと思います。

なお、「木の産業づくりと森の再生プラン」につきましても、次期産業振興計画の林業分野に統合することをご了承いただきたいと思います。よろございますでしょうか。

(異議なし)

では、審議1、2を終わらせていただきまして、連絡事項としまして、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いします。

【 今後のスケジュールについて 】

(笹岡農業政策課長)

最後に、平成24年度の審議会のスケジュール案についてご説明いたします。資料12をご覧ください。1枚紙でございますが、委員の皆様におかれましては、2年間の任期が今年度3月末で満了となります。従いまして、24年度当初に、新たな委員の方々に委嘱を行いたいと考えています。

人事異動や役職の改選といったこともあろうかと思っておりますので、4月になりましたら、また個別にご相談させていただきたいと思っています。

委員の皆様の委嘱が完了しましたら、6月頃にこの表にございますが、第1回の審議会を開きまして審議会長、副会長の選任を行っていただきたいというふうに考えております。

また、年が明けまして、来年の2月頃になりましたら、産業振興計画の取組状況等の報告を行いたいというふうに考えております。

なお、このスケジュール案には記載はございませんが、各部会におきまして、審議すべき事項が生じた場合につきましては、随時、部会を開催して審議を行っていただきまして、その結果を審議会で報告することとなります。

私からの説明は以上でございます。

(山崎会長)

来年の審議会及び各部会の今後のスケジュールにつきまして、ご説明いただきました。何かご質問等ございましたら、お願いします。ございませんか。

【 閉 会 】

(山崎会長)

それでは、本日の用意をいたしました、審議事項等、すべて終わりましたが、この際、全体を通して何かありませんか。ご発言ございましたら、よろしいですか。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。1時半から4時半まで、大変熱心に活発なご意見を出していただきました。ありがとうございました。それでは、私の進行も大変不十分でございましたが、何とか、無事つとめさせていただきました。皆様のご協力のおかげでございます。感謝申し上げまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

